

	第4回審議会 (素案3)	1120事前学習会(素案2)	第3回審議会 (素案)
前文	<p>手話は、文法体系をもち、音声ではなく手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現をする言語であり、ろう者が自ら工夫して作り上げた、情報の獲得とコミュニケーション手段であり、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として欠かすことができない重要なものになっています。</p> <p>しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、十分なコミュニケーションや必要な情報を得ることができず、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきました。</p> <p>こうした中で、平成18年の国際連合総会で採択された「<u>障害者の権利に関する条約</u>」において、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、我が国では平成23年8月には障害者基本法において、手話は言語として位置付けられました。</p> <p>市は、市民及び事業者が「手話が言語である」ことを認識し、手話に対する理解を深め、手話により相互にコミュニケーションを図ることができるよう、手話への理解と手話の普及を促進し、ろう者はもとより、障害がある人もない人も全ての市民が互いに支え合い、尊重し合いながら心豊かに地域の中で自立して生活し、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できる社会の実現をめざして、この条例を制定するものです。</p>	<p>手話は、文法体系をもち、音声ではなく手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現をする言語であり、ろう者が自ら工夫して作り上げた、情報の獲得とコミュニケーション手段であり、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として欠かすことができない重要なものです。しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったこと、また、音声による日本語の取得や発音を学ぶ上で妨げになるといった考えの下に、手話が禁止された時代もあり、ろう者は多くの不便や不安を感じながら生活をしてきました。</p> <p>こうした中、国連で採択された障害者の権利に関する条約において、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、我が国では障害者基本法において、「言語（手話を含む。）」と規定されました。</p> <p>市は、市民が「手話が言語である」ことを認識し、理解を深め、相互にコミュニケーションを図ることができるよう、手話及びろう者への理解と手話の普及を促進し、障害がある人もない人も全ての市民が互いに支え合い、尊重し合いながら心豊かに地域の中で自立して生活し、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できる社会の実現を目指して、この条例を制定するものです。</p>	<p>手話は、音声ではなく手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現をする言語であり、ろう者にとって、情報の獲得とコミュニケーション手段として重要な役割を担っています。</p> <p>また、国連で採択された障害者の権利に関する条約において、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、我が国では障害者基本法において、「言語（手話を含む。）」と規定されました。</p> <p>市は、市民が「手話が言語である」ことを認識し、理解を深め、相互にコミュニケーションを図ることができるよう、手話及びろう者への理解と手話の普及を促進し、障害がある人もない人も全ての市民が互いに支え合い、尊重し合いながら心豊かに地域の中で自立して生活し、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できる社会の実現を目指して、この条例を制定するものです。</p>
第1条 (目的)	<p>この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話への理解とろう者への理解の促進についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及とろう者の社会参加の促進を図るための総合的かつ計画的な施策を推進し、もって、全ての市民が互いに支え合い、また尊重し合いながら安心して心豊かに共生する地域社会の実現を目的とする。</p>	<p>手話は言語であるとの認識に基づき、手話及びろう者への理解と手話の普及促進についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明確にするとともに、手話の普及のための総合的かつ計画的な施策の推進を図り、すべての市民が互いに支え合い、また尊重し合いながら安心して心豊かに共生する地域社会の実現を目的とする。</p>	<p>手話は言語であるとの認識に基づき、手話及びろう者への理解と手話の普及促進についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明確にするとともに、手話の普及のための総合的かつ計画的な施策の推進を図り、すべての市民が互いに支え合い、また尊重し合いながら安心して心豊かに共生する地域社会の実現を目的とする。</p>
第2条 (定義)	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ろう者 手話を主なコミュニケーション手段として用いる市民をいう。</p> <p>(2) 市民 市内に在住し、在職し、又は在学する者をいう。</p> <p>(3) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。</p>	<p>次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「ろう者」とは、手話を主なコミュニケーション手段として用いる市民をいう。</p> <p>(2) 「市民」とは、市内に居住し、通勤し、または通学するものをいう。</p> <p>(3) 「事業者」とは、市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。</p>	<p>次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「ろう者」とは、手話を主なコミュニケーション手段として用いる市民をいう。</p> <p>(2) 「市民」とは、市内に居住し、通勤し、または通学するものをいう。</p> <p>(3) 「事業者」とは、市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。</p>
第3条 (基本理念)	<p>手話への理解及び手話の普及の促進は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提とし、ろう者はもとより、全ての市民が相互に人格と個性を尊重しあうことを基本として行われなければならない。</p>	<p>手話及びろう者への理解と手話の普及促進は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提とし、すべての市民が相互に人格と個性を尊重しあうことを基本として行われなければならない。</p>	<p>手話及びろう者への理解と手話の普及促進は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提とし、すべての市民が相互に人格と個性を尊重しあうことを基本として行われなければならない。</p>

<p>第4条 (市の責務)</p>	<p>市は、<u>前条に規定する</u>基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、<u>手話への理解及び手話の普及の促進を図るとともに、ろう者の社会参加の促進を図るものとする。</u></p> <p>2 市は、学校をはじめさまざまな学びの場の機会をとらえ、<u>手話への理解とろう者への理解</u>の促進を図るものとする。</p> <p>3 市は、ろう者、手話通訳者等と協力して、市民が手話を学ぶ機会を確保<u>するものとする。</u></p> <p><u>4 市は、ろう者が乳幼児期から保護者等とともに手話に親しむことができるよう支援するものとする。</u></p> <p><u>5 市は、市民や事業者が手話への理解とろう者への理解</u>を深める取り組みを<u>支援するものとする。</u></p>	<p>市は、基本理念のもと手話及びろう者への理解の促進並びに手話の普及の促進を図り、ろう者の地域における自立した生活及び社会参加の促進を図るものとする。</p> <p>2 市は、学校をはじめさまざまな学びの場の機会をとらえ、手話及びろう者への理解の促進を図るものとする。</p> <p>3 市は、ろう者、手話通訳者等と協力して、市民が手話を学ぶ機会を<u>確保するものとする。また、</u>ろう者が乳幼児期から手話を身につけることができるよう、保護者等が手話を学び、子どもとともに手話に親しむこと<u>ができるよう支援するものとする。</u></p> <p>4 市は、市民や事業者等が、手話及びろう者に対する理解と手話の普及促進を図る取り組みを行うことができるよう支援する。</p>	<p>市は、基本理念のもと<u>手話及び</u>ろう者への理解の促進並びに手話の普及の促進を図り、ろう者の地域における自立した生活及び社会参加の促進を図るものとする。</p> <p><u>2 市は、学校をはじめさまざまな学びの場の機会をとらえ、手話及びろう者への理解の促進を図るものとする。</u></p> <p>3 市は、ろう者、手話通訳者等と協力して、市民が手話を学ぶ機会、とりわけろう者が乳幼児期から手話を身につけることができるよう、保護者等が手話を学び、子どもとともに手話に親しむ機会を確保するものとする。</p> <p>4 市は、市民や事業者等が、<u>手話及び</u>ろう者に対する理解と手話の普及促進を図る取り組みを行うことができるよう支援する。</p>
<p>第5条 (市民の役割)</p>	<p>市民は、基本理念にのっとり、手話への理解とろう者への理解を深め、<u>手話に関する</u>施策に協力するよう努めるものとする</p>	<p>市民は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深め、施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>市民は、基本理念にのっとり、<u>手話及び</u>ろう者に対する理解を深め、施策に協力するよう努めるものとする。</p>
<p>第6条 (事業者の役割)</p>	<p>事業者は、基本理念にのっとり、手話への理解とろう者への理解を深め、<u>手話に関する</u>施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整えるよう努めるものとする。</p>	<p>事業者は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深め、施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及び、ろう者が働きやすい環境を整えるよう努めるものとする。</p>	<p>事業者は、基本理念にのっとり、<u>手話及び</u>ろう者に対する理解を深め、施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及び、ろう者が働きやすい環境を整えるよう努めるものとする。</p>
<p>第7条 (意見聴取)</p>	<p>市は、手話に関する施策の推進に当たっては、ろう者及び関係機関等から意見を<u>聴く</u>ものとする。</p>	<p>市は、手話に関する施策の推進にあたっては、<u>ろう者及び</u>関係機関等から意見を聞くものとする。</p>	<p><u>市は、手話に関する施策の推進にあたっては、関係機関等から意見を聞くものとする。</u></p>
<p>第8条 (委任)</p>	<p><u>この条例に定めるもののほか、</u>この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>